

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十二年十一月十五日

参議院議長井上裕殿

中村敦夫

## 小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書

小田急小田原線喜多見駅付近から梅ヶ丘駅付近に至るまでの線増連続立体交差事業の在来線部分の事業費は、建設省と運輸省との間に結ばれた「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」（一九六九年九月制定、一九九二年三月一部改定）により、事業費の八十六パーセントが公費（国、東京都、世田谷区）で賄われることになっている。

この公費について、違法流用の疑いが市民によつて指摘されている。これが事実であるとすれば、本事業の正当性自体を強く疑わざるを得ず、計画を白紙に戻すことも検討しなければならない。昨今、議論がなされている都市型公共事業の試金石とも言え、疑いについて調査の上、明らかにする必要がある。

以上の観点から、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一一九九四年度から一九九九年度までに支出された公費とその用途は、一九九四年度が十六億円（詳細設計及び工事費）、一九九五年度が三十二億円（用地費及び工事費、一九九九年度まで以下同じ。）、一九九六年度が四十九億円、一九九七年度が七十四億円、一九九八年度が八十一億円、一九九九年度が五十五

億円であり、総計三百七億円と聞くが、事実か。もし、事実と異なるのであれば、一九九四年度から一九九九年度まで本事業に公費として支出された実際の支出金額及び使途をそれぞれ明瞭にされたい。

二 一九九四年度から一九九九年度までの用地費及び工事費における実際の内訳をそれぞれ明瞭にされたい。なお、用地費については、対象地域と面積を各年度ごとにそれぞれ特定して明瞭にされたい。また、工事費については、地域・工事部分・工事内容を、都市計画決定平面図及び標準横断図に基づき、各年度ごとにそれぞれ図示することによって具体的に明瞭にされたい。

三 詳細設計が、事業地や工事内容などにおいて、本事業の都市計画決定（一九九三年二月）と異なる点があると聞くが事実か。事実であれば、その内容と理由を明らかにされたい。

四 本事業で公費として支出されるべき金額と実際に支出された金額との間に差異が生じているとすれば、その原因はどこにあるのか政府の見解を明らかにされたい。

五 本事業で公費の違法流用が指摘されていることについて政府の見解を明らかにされたい。  
右質問する。